

令和4年度第4回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和5年3月18日(土) 午後3時45～午後4時40分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、坂詰 智美 委員、金子 淳 委員、鈴木 秀和 委員
欠席者	坂上 洋之 委員
議 題	1 あいさつ 2 議題等 (1)令和4年度第3回羽村市文化財保護審議会会議録の確認について (2)令和5年度羽村市文化財保護事業(案)について-資料1 3 報告事項 4 その他 (1)次回日程について 令和5年 月 日()
傍聴者	なし
配布資料	令和4年度第4回羽村市文化財保護審議会 次第 【資料1】令和5年度羽村市文化財保護事業(案) 【資料1-1】森田道(通)定の墓 【資料1-2】玉川上水舟着き場
会議の内容	1 あいさつ (会長) <あいさつ> 2 議題等 (1)令和4年度第3回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について (事務局) 令和4年度第3回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があればご指摘いただきたい。 (会長) 令和4年度第3回会議録要旨について訂正、ご意見等あるか。 (委員) 特になし。 (会長) 無いようなので、令和4年度第3回については会議録を承認する。 (2)令和5年度羽村市文化財保護事業(案)について (会長) 事務局から説明をお願いします。 (事務局) <【資料1】を用いて説明> 1 まいまいず井戸保全事業(東京都補助事業)について、東京都補助金を活用し、東京都史跡「まいまいず井戸」内の高木剪定予算を計上し保全していく。2 「羽村の祭りばやし」保存伝承事業(市補助事業)について、祭りばやし保存会への補助金を予算計上し

支援していく。3 文化財説明板の作成及び設置について<【資料 1-1】を用いて説明> 令和4年度「森田道（通）定の墓」について報告する。完成した説明板の文面である。

また、3 報告事項で報告すべきところであるが、関連があるのでここで報告する。2月9日（水）に群馬県立文書館へ『治水要辨』の写本を島田副会長と事務局2名で閲覧してきた。角田家文書という寄託資料に含まれ、担当者に由来を尋ねると、角田家は沼田藩の御用商人であり、江戸との商いがあったから手に入れられたのではないかとのこと。また、『治水要辨』は三重県にある神宮文庫にも写本が所蔵されている。両者を比較してみると、群馬県立文書館の写本の方が、図が詳しく書かれており、一部朱書きで修正されている。また、神宮文庫には無いページが含まれている。

（委員）内容については、事務局説明のとおりである。何故写本があったのか、由来を尋ねると、沼田藩の領域には河川が多いため治水に力を入れていたからではないか。子孫の方は由来については知らないとのことである。まだ、詳しく比較検討してみないとわからないが、貴重な資料となるだろう。

<【資料 1-2】を用いて説明> 令和5年度「玉川上水舟着き場」について、以前設置していたが、現在は撤去している。船着き場はもっと下流にあることが判明し、撤去した経緯がある。そのため、事務局案として文化財説明板のタイトルを変更し、例えば「玉川上水通船」というような形にして場所を特定せず過去にこの付近で通船を行っていたということがわかるよう、羽村橋付近に設置するというのはいかがでしょうか。皆さんにご意見いただきたい。

4 市内文化財の保護・活用について、（1）第36回多摩郷土誌フェアへの参加は、令和5年度も参加していく。今年度は2年ぶりに開催され盛況であった。

（2）東京文化財ウィーク 2023 への参加については、令和5年度も参加していく。開催期間中に養蚕に関する企画展を開催予定である。

5 文化財保護審議会について、任期の2年目に入り、年間4回開催する予定である。

6 文化財保護法・東京都文化財保護条例に基づく事務、

（1）開発行為に伴う対応については、区画整理事業用地内の羽ヶ田上遺跡の関係である。令和5年度は、換地後民有地の開発が増えることが予想される。また、令和4年度は、11月13日（日）に区画整理事業課と現地見学会を共催で実施した。そのほか、数年ぶりに教育委員会による民有地内での試掘を実施した。結果として遺構は認められなかった。

（会長）意見、質問等はあるか。

（会長）『治水要辨』について、巻末に明和4年と寛政5年に、これを写す

とふたつ書いてある。これは写本の写本ということか。原本は宝暦で、明和4年に名前はないが写本され、寛政5年に奥田元益が写したということか。

(委員) 写本の写本ということだろう。

(会長) 宝暦の原本は残っていないか。どの部分が変更されたかわからないか。

(事務局) 宝暦の原本は残っていないが、写本と写本の比較はできる。神宮文庫の写本のコピーは当館にあるので比較可能であるが、まだ詳しく分析をしていない。

(会長) それでは今後詳しく調べて欲しい。

(会長) 意見、質問等はあるか。

(委員) まいまいず井戸保全事業について、事業者負担分はいくらなのか。

(事務局) まいまいず井戸は現在市の公園に指定され管理しているため、事業者は羽村市となり全額市負担である。

(会長) 意見、質問等はあるか。

(委員) 船着き場について2点確認したい。説明板は以前どこに設置されていたのか。

(事務局) 【資料 1-2】に記載されている写真を撮影した場所(階段の対岸である玉川上水右岸)である。

(委員) そうであれば事務局で設置したいという場所と近いのでは。

(事務局) 【資料 1-2】に記載されている写真に写っている塔を挟んで、上流と下流という位置関係である。最終的には東京都の許可が必要となるので、都の意向による。羽村橋付近というのは、あくまで事務局案である。

(委員) 指田家の階段の根拠ははっきりしているのか。それとも、別の用途に使われていたのか。専用だったとしても、その時期に実際に使われていたものであれば、ここに説明板を設置する意味があり、指田家が使っていたという文章を加え、下流にも船着き場があったという説明も一方では可能ではないか。

(委員) 階段については、はっきり根拠はわからない。地元では船着き場であると思っていた。以前、説明板を右岸側に設置していたが、文書が発見され船溜まりの図面が出てきた。これでは齟齬があるということで撤去したのだろう。

(委員) 実際の船溜まりは、大正期に第2・第3水門を造った時には残っていたのかもしれない。船溜まりについては、文書などの根拠があり、羽村にもきちんとあったことを説明板へ書いた方が良い。設置場所については、羽村橋より下流の第3水門辺りに設置した方が良いのではないか。

(委員) 過去にある研究会に入っており、その文書を読んだことがある。当

時も議論があった。羽村は何度も人の手が加わっており場所がわからない。通船を行うためには、船溜まりが等間隔にある程度設置されており、間隔から推測すると羽村橋より下流であろうという結論となり、文書に記載のとおりと考えた方がよい。

(委員) 第3水門付近であれば、当時の第3水門の現地調査地図に記載があるのではないかと。また、当時川崎村でも船を持っており、利便性からみてもその付近ではないかと。

(委員) 川崎村の利便性から考えると、川崎村の中心地は川崎橋(堂橋)であるため、第3水門付近であると少し遠いのではないかと。場所の傾向として、集落の近くに作られやすいなどはあるかと。

(委員) 船溜まりを作ることができる地理的要因の方が大きいといえる。

(委員) 立川でも同じような問題があったと思う。立川の場合、砂川さんの関係でいくつか候補地があり、立川もはっきりしていない。非常にわかりにくい。

(会長) 船溜まりは、誰が主体で作ったのか。また、土地は誰が管理していたのか。

(委員) 通船は商用のために使われていた。個人ではなく会社とまではいえないが複数の人が携わっていた。また、明治初期であるため、従来管理していた役人が明治政府の管理下へ移行したのではないかと。

(会長) 通船を行うため、立川なら砂川さん、羽村なら指田さんなど、土地の有力者がここに作らせて欲しいと、当時土地を管理していた所へ申請したのではないかと。

(会長) 本日は議論する場ではないため、船溜まりのことが記されている文書や地図などの資料を次回用意してほしい。そして、議論する前に現地視察をしておきたい。また、タイトルの「船着き場」部分を変更したいという提案があったが、委員からも意見があったように、これは残すべきではないかと。船着き場よりも船溜まりとした方がよいのかもしれないが、船着き場があったということに価値がある。現地視察をした際に設置場所の検討もするが、注釈などを入れれば、設置場所は離れていてもよいのではないかと。次回本格的に検討を行うこととする。

(会長) 意見、質問等はあるかと。

(会長) 羽ヶ田上遺跡の遺物が想定以上に多いと聞く、いつ移管されるのか。

(事務局) 現在報告書を作成中なので、いつ移管されるかはまだわからない。

(会長) 令和5年度中に報告書はできないのか。

(事務局) 今のところは令和5年度中となっているが、工事自体が遅れたため、はっきりはわからない。

(会長) 移管された際、実際に保管する場所はあるのか。

(事務局) 資料保管庫のほか、教育施設等に分散して保管する予定である。

(会長) そういった話は以前から聞いているが、遺物の保管場所について総合的に考えた方が良いのではないか。

(事務局) 委員会として、色々と検討しているが、実現はなかなか難しい。

(会長) 何か発掘した様子がわかるような図面のようなものはないか。

(事務局) すでに報告書が提出されている第 10 次報告書がある。また、昨年実施した現地見学会の資料があるのでお見せする。

(会長) 今回整備した中に公園はあるか。

(事務局) 今回の場所には無いが、区画整理事業用地内には公園として整備する部分はある。

(会長) 発掘の成果を遺跡公園として、公園内に何か形として残せないか。また、遺跡公園として名前を残すというのでも良いので、そういった計画をしていただくとありがたい。これだけのものが出てきたのだから、何か残せたらと思う。

(事務局) 名前についてはうまく残せるかもしれないが、施設については、なかなか難しいと考える。

(会長) 発掘されたものは相当価値があるものもあり、それは羽村にとって貴重な遺産といえる。それらを活かすための何らかの取り組みを行うべきと考える。

(委員) 昨年開催された現地説明会は、区画整理事業に対し色々な意見がある中で、区画整理事業の担当課とよく一緒にできたと思う。

(事務局) 貴重なものであり、今しか見ることが出来ないことから、限られた中での見学会となったが、区画整理事業と埋蔵文化財所管部署と協議し実施したものである。

(委員) 名前を残せると良いと思う。「羽ヶ田上遺跡公園」として、遺構の近くにできる公園に付けられないか。

(事務局) 皆様から出た色々なご意見は所管課へ伝える。

(会長) そのほか意見等あるか。

(委員) 特になし

4 その他

(2) 次回日程について

(事務局) 例年 5 月に開催している。

(会長) 候補日を 5 月 27 日 (土) として、調整のうえ決定とする。

(会長) 以上で本日の審議会は終了とする。